

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

2

◇ 上下水道局

- 北九州市水道条例施行規程及び北九州市馬島水道施設条例施行規程の一部を改正する規程【上下水道局水道部配水管理課】

5

北九州市告示第67号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月23日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司港駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和5年2月16日	北九州市門司区西海岸一丁目3番
門司区自転車放置禁止区域外	1台	令和5年2月15日	西海岸自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転	7台	令和5年2	北九州市小倉北区青

車放置禁止区域		月 8 日	葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	8 台	令和 5 年 2 月 1 6 日	
J R 西小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 台	令和 5 年 2 月 2 1 日	
小倉北区自転車放置禁止 区域外	2 台	令和 5 年 2 月 1 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	2 台	令和 5 年 2 月 6 日	
	1 台	令和 5 年 2 月 8 日	
	1 台	令和 5 年 2 月 1 3 日	
	2 台	令和 5 年 2 月 1 6 日	
	1 台	令和 5 年 2 月 2 1 日	
	1 台	令和 5 年 2 月 2 7 日	
J R 下曾根駅周辺地区自 転車放置禁止区域	2 台	令和 5 年 2 月 1 0 日	北九州市小倉南区八 重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止 区域外	1 台	令和 5 年 2 月 6 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	2 台	令和 5 年 2 月 9 日	
	2 台	令和 5 年 2 月 1 0 日	
	3 台	令和 5 年 2 月 1 4 日	
	1 台	令和 5 年 2 月 1 5 日	
	2 台	令和 5 年 2	

		月 2 1 日	
	2 台	令和 5 年 2 月 2 7 日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 5 年 2 月 1 4 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 5 年 2 月 7 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和 5 年 2 月 1 5 日	長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 5 年 2 月 2 4 日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 5 年 2 月 8 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 5 年 2 月 1 4 日	
	1 台	令和 5 年 2 月 2 2 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 1 台	令和 5 年 2 月 2 2 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和 5 年 2 月 1 4 日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 5 年 2 月 1 6 日	

北九州市上下水道局管理規程第1号

北九州市水道条例施行規程及び北九州市馬島水道施設条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月23日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

北九州市水道条例施行規程及び北九州市馬島水道施設条例施行規程の一部を改正する規程

(北九州市水道条例施行規程の一部改正)

第1条 北九州市水道条例施行規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第2条本文中「者」の次に「(以下「分岐引用申込者」という。)」を加え、「給水管所有者」を「当該給水管の所有者(以下「給水管所有者」という。)」に改め、同条ただし書中「給水管所有者」を「当該給水管所有者」に、「うけて」を「受けて」に改め、同条に次の2項を加える。

2 分岐引用申込者について民法(明治29年法律第89号)第213条の2第1項の規定の適用があるときは、前項の規定は、適用しない。

3 前項の場合には、分岐引用申込者は、給水装置工事申込書に民法第213条の2第3項の規定による通知をしたことが確認できる書類を添付しなければならない。ただし、給水装置工事申込書に当該通知を受けるべき者の通知を受けた旨の認印を受けて、これに代えることができる。

第3条中「前条の分岐引用管」を「所有する給水管から分岐引用する者(以下「分岐引用者」という。)」に、「または」を「又は」に、「、分岐引用者」を「、当該分岐引用者」に改める。

(北九州市馬島水道施設条例施行規程の一部改正)

第2条 北九州市馬島水道施設条例施行規程(平成15年北九州市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第4条本文中「分岐引用者」を「分岐引用申込者」に、「給水管所有者」を「当該給水管の所有者(以下「給水管所有者」という。)」に改め、同条ただし書中「給水管所有者」を「当該給水管所有者」に改め、同条に次の2項を加える。

2 分岐引用申込者について民法(明治29年法律第89号)第213条の2第1項の規定の適用があるときは、前項の規定は、適用しない。

3 前項の場合には、分岐引用申込者は、給水装置工事申込書に民法第213条の2第3項の規定による通知をしたことが確認できる書類を添付しなければならない。ただし、給水装置工事申込書に当該通知を受けるべき者

の通知を受けた旨の認印を受けて、これに代えることができる。

第5条中「分岐引用させている給水管の所有者」を「所有する給水管から分岐引用する者（以下「分岐引用者」という。）のある給水管所有者」に、「分岐引用者」を「当該分岐引用者」に改める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。